

亀山市会計規則の一部を改正する規則ここに公布する。

令和3年8月11日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市規則第23号

#### 亀山市会計規則の一部を改正する規則

亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(歳入歳出外現金等の保管) 第105条 歳入歳出外現金は、次に掲げる区分により整理し、保管しなければならない。 (1)～(13) (略) <u>(14) 個人番号カード再発行手数料</u> <u>(15) (略)</u> 2 (略)	(歳入歳出外現金等の保管) 第105条 歳入歳出外現金は、次に掲げる区分により整理し、保管しなければならない。 (1)～(13) (略) <u>(14) (略)</u> 2 (略)

#### 附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。